

城東高校の補助金について(令和4年度)

1 就学支援金について(国の制度)

標準修業年限を超過せず、かつ区市町村民税の「課税標準額」×6% - 区市町村民税の「調整控除の額」が30万4,200円未満の場合、申請した本人に代わり、国からの就学支援金を学校が授業料として受け取る制度です。

認定された場合は、授業料を納める必要がありません。

申請・不申請どちらも場合でも書類の提出が必要です。

該当かどうか不明の場合には、申請することをお勧めします。

就学支援金不申請または不認定で扶養する23歳未満の子が3名以上を対象にした授業料が減免となる制度があります。詳細は別途お知らせします。

2 奨学のための給付金について(国の制度)

授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる該当世帯を対象に支援を行う国の制度です。

認定されますと、該当の世帯に給付金が支給されます。

受給対象者は次の①から③全てを満たす必要があります。

① 基準日現在、保護者が都内に居住している方

② 生活保護世帯又は「区(市町村)民税の所得割額」が非課税の世帯

③ 高等学校等就学支援金の受給要件を満たす方又は学び直し支援金制度の要件を満たす方

詳細につきましては、手続きが近づきましたら別途お知らせいたします。

3 給付型奨学金について(都の制度)

「非課税世帯」又は「都道府県民税所得割額及び区(市町村)民税の所得割額」が85,500円未満の世帯に、生徒が学校の選択教育活動に参加するために必要な経費を、東京都が保護者に代わり支払う制度です。詳細は、別途お知らせいたします。

4 家計急変の家庭について

「授業料」、「奨学のための給付金」、「給付型奨学金」については、家計急変があった場合は別途審査の上、認定される場合がありますので、ご相談ください。